平成２６年（フ）第３１２号
京都市南区久世中久世町３丁目45番地　ラ・メゾン・ボヌール307号
債務者　角田　聖三
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３１４号
京都市伏見区南新地59番地１　パラッツオ伏見201号
債務者　岡野　　勉
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８０号
兵庫県尼崎市長洲東通２丁目11番１号　北原マンション305
債務者　近藤　　誠
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１３号
広島県三原市皆実６丁目21番15号　岩見荘101号
債務者　岡竹　千明
1　決定年月日時　平成26年４月11日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第４４号
愛媛県松山市北井門２丁目12番７号　エシャンジゥル松山401号
債務者　河本　広美
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５４号
愛媛県松山市山越１丁目２番27号　ブランフォーレ山越103号
債務者　兵頭　真理
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５８号
愛媛県松山市桑原５丁目10番16号　レディースハイツＵＥＤＡ101号
債務者　富久かおり
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６１号
愛媛県松山市来住町1189番地１　グランコート岸401号
債務者　山﨑　恵美
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６２号
愛媛県松山市高砂町２丁目３番地21　渡部ハイツ203号
債務者　守屋　髙司
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７０号
愛媛県松山市畑寺４丁目５番37号
債務者　後藤　祐司
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７１号
愛媛県松山市福音寺町34番地２
債務者　眞鍋　治久
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７３号
愛媛県松山市北梅本町672番地　市営大野団地２棟36号
債務者　岩本　　蘭
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６号
福岡県田川市大字夏吉199番地10　アーバンハイツ桐ヶ丘Ｃ－１号室
債務者　河村なぎさ
1　決定年月日時　平成26年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第６０号
佐賀県三養基郡基山町大字小倉315番地８　アレグリア基山106号
債務者　諸藤　奈緒
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６４号
佐賀県佐賀市新栄東４丁目２番21号
債務者　永井　信行
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５２号
宮崎市吉村町江田原甲222番地２　ビータス12番館306号、前住所宮崎市生目台西２丁目５番地１　県営住宅１棟26号
債務者　高橋　孝典
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
宮崎地方裁判所破産係